

平成14年度 答申第2号

(平成14年10月11日)

宝塚市個人情報保護・情報公開
審査会

答 申 第 2 号

平成14年10月11日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

平成14年7月3日付け宝塚市教育委員会諮問第2号により諮問を受けた「教育委員会又は教育長又は校長会又は校長が教職員組合あるいは分会とこれまで交わした文書全て（確認書、協定書、議事録等）」の部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「教育委員会又は教育長又は校長会又は校長が教職員組合あるいは分会とこれまで
交わした文書全て（確認書、協定書、議事録等）」（以下「本件文書」という。）につ
き、宝塚市教育委員会（以下「実施機関」という。）がした部分公開決定（以下本件決
定）という。）は、妥当である。

2 異議申立人の主張

（1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が宝塚市情報公開条
例（以下「条例」という。）に基づいて、本件文書の公開を請求したのに対し、実
施機関が本件決定をしたため、当該決定を取り消し、他に存在するであろう文書を
対象に加えて決定を行うことを求めるものである。

（2）異議申立ての理由

申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理
由を要約すると、次のとおりである。

実施機関は、請求に対し、教育長と教職員組合宝塚支部長の間及び宝塚第一小学
校、小浜小学校、逆瀬台小学校、美座小学校、すみれガ丘小学校、山手台小学校及
び長尾中学校を除く市立小学校・中学校・養護学校長と教職員組合宝塚支部部分会
長の間で締結された「宝塚市立小学校、中学校及び養護学校の管理運営に関する規則
（以下「管理運営規則」という。）の一部改正に伴う職員会議及び学校評議員制
度」に関する確認書及び議事録のみを対象として、分会長の氏名及び個人印を非公
開として、部分公開決定を行った。

しかし、今回公開されなかった上記7校についても確認書は存在するであろうし、
それ以外にも、実施機関と教職員組合との間で締結された確認書が、過去20年来
多数存在するとの証言や情報を得ており、現に、昭和61年に教育長と教職員組合
宝塚支部長の間で締結された職員会議に関する確認書が、異議申立書に添付したと
おり存在するのである。

実施機関と教職員組合が約束事をする事自体を必ずしも否定するものではな
いが、開かれた学校、開かれた教育制度という観点から、締結された確認書につ
いては当然公開すべきであると考えるので、部分公開決定された文書以外の文書が公

開されなかったことについては承服できない。

3 実施機関の説明

実施機関の部分公開理由説明書及び口頭による説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定の経緯について

請求があった段階で、各学校長に対象文書の提出を求める等、学校、校長会、実施機関、それぞれの立場で調査をした結果、管理運営規則の一部改正に伴う職員会議及び学校評議員制度に関する確認書及び議事録が、教育長と兵庫県教職員組合宝塚支部長並びに小学校、中学校、養護学校合計30校の学校長と同支部部分会長の間で締結されており、公文書として存在することが確認されたので、それらを請求対象文書と位置付け、個人情報に該当する分会長の氏名及び個人印を除き、部分公開決定をした。その他の過去の職員団体のかかわった確認書等についても、教育委員会事務局、校長会、各学校で検索したが、その存在が確認されなかったので、存在する文書だけを対象として部分公開をしたものである。

なお、管理運営規則の一部改正に伴う確認書を無効扱いにするという決定を平成14年6月に行い、各学校にある確認書を回収する手続に入ったが、その手続の中で、文書の存在が確認されなかった7校のうち、新たにすみれが丘小学校で原本の所在が確認できたので、当該文書については部分公開を行いたい。その他の学校については、確認書を締結したということは口頭等で確認しているが、その存在が確認できなかった。

(2) 部分公開した確認書締結の背景について

過去から職員会議については、職員団体と実施機関との間で、その性格が議決機関か校長の補助機関かで意見が対立する構図の中で運営されてきたが、平成12年文令第3号による学校教育法施行規則の一部改正により、学校がより自主性、自律性をもって、学校長のリーダーシップのもとで組織的な運営がなされるようにとの趣旨で、職員会議が同規則23条の2に、学校評議員制度が同規則23条の3に新たに規定され、職員会議については校長が主宰する旨の明文を置き、職員会議が校長の補助機関であることが明確にされた。

この学校教育法施行規則の改正を受け、平成12年3月29日付けで兵庫県教育長から各市町村等の教育長あてに出された通知によって、具体的な兵庫県における、

職員会議及び学校評議員制度の規則改正案が準則として示されたが、学校教育法施行規則の改正の内容とは異なり、学校目標、教育計画等の管理運営事項についても職員会議で協議する、という内容であった。宝塚市においても、この準則に従い、管理運営規則改正の手続をとった。

兵庫県における規則改正案の作成過程で、兵庫県教育委員会と兵庫県教職員組合との間における、規則改正の内容の解釈についての合意点を文書化したものが、確認書であり、さらにその細部について規定したものが議事録である。この確認書及び議事録も兵庫県教育委員会から各市町村等にひな型として示され、市教育長と兵庫県教職員組合宝塚支部長、学校長と同支部分会長と、それぞれのレベルで同一内容の確認書が締結されたものである。

(3) 部分公開した文書以外に文書が存在しないことについて

旧文部省と日本教職員組合との長年にわたる対立構造の中で、宝塚市においても法改正等をめぐり種々確認書等が締結されたことは想像に難くないが、比較的近年の平成12年度文書である部分公開した確認書及び議事録以外は、締結された事実も含めて、文書の所在が現在では実施機関として把握できない状況にある。

4 審査会の判断

(1) 部分公開された文書以外の請求文書について、保管状況を当審査会事務局職員をして調査させた結果は次のとおりである。

宝塚市では、昭和56年度からいわゆるファイリングシステムを導入し、文書管理を行っているが、文書の検索のために作成されている教育委員会事務局職員課（以下「職員課」という。）のファイル基準表（保管文書の一覧表に相当するもの）には、昭和56年度以降現在まで、個別フォルダー（単一の決裁文書その他同種の文書を納めたフォルダー）の名称に、ア「職員団体（教組）」、イ「職員団体（兵学労）」、ウ「労働争議」、エ「職員団体関係資料」、及びオ「動員」が挙がっており、他に請求文書の存在をうかがわせるような名称の個別フォルダー名はなかった。

それらのファイル基準表には、いずれも保存年限欄に「移換禁」の表示がされていた。ここに、「移換禁」の文書とは、宝塚市教育委員会文書取扱規程（昭和57年教育委員会訓令第2号）第11条で準用する宝塚市文書取扱規程（昭和53

年訓令第2号)第39条の規定によると、年度にかかわらず常時使用する文書(第2項)及び一定期間継続する事業等の文書で、単年度で区分することが不適当なもの(第3項)をいう、とされており、当該文書は、文書保存担当課に引き継がれず、執務室内に保管されている。

そこで、これらの個別フォルダーの中にどのような文書が存在しているか職員課に照会した結果、9月20日時点で次に掲げる名称の文書が存在していた。

ア 職員団体(教組)

- (ア) 教育条件整備に関する申入書(昭和62年度)
- (イ) 教育予算に関する申入書(平成2年度、平成3年度)
- (ウ) 子どもたちを中心とした教育改革をすすめるための要求書(平成7年度、平成8年度、平成11年度、平成12年度、平成13年度)
- (エ) 米飯給食再開に向けて(平成7年度)
- (オ) 法期限切れ後の同和教育の推進及び「1997年度解放学級」実施についての申入書(平成9年度)
- (カ) 宝塚市立小学校、中学校及び養護学校の管理運営に関する規則の職員会議及び学校評議員制度に関する確認書(平成11年度)
- (キ) 新たな緊急雇用機会創出事業に対する要望(平成13年度)
- (ク) 宝塚市立小学校、中学校及び養護学校の管理運営に関する規則の職員会議及び学校評議員制度に関する確認書の無効扱いについて(通知)(平成14年度)

イ 職員団体(兵学労)

- (ア) 兵庫県学校事務労働組合からの要求書について(昭和57年度)
- (イ) 兵庫県人事委員会より措置要求に関する調査について(昭和59年度)
- (ウ) 要求書(昭和56年度、昭和58年度)
- (エ) 資料(職員団体規約作成証明書、兵庫県学校事務労働組合同規約、職員団体登録申請書、職員団体登録に関する通知、職員団体役員選出証明書、職員団体組織証明書、兵庫県学校事務労働組合結成準備会結成趣意書、兵庫県学校事務労働組合宝塚分会規約、兵学労ニュース)

ウ 労働争議

- (ア) 管内教職員人事担当課長会議について(スト関係について)(昭和57年

度)

- (イ) 昭和56年11月25日ストに対する訓告予定者数の報告について(昭和57年度)
- (ウ) 昭和58年10月7日兵庫県教職員組合が行った争議行為に参加した職員の処分について(昭和59年度)
- (エ) 訓告報告書の提出について(昭和59年度)

- (オ) 昭和58年10月7日の争議行為参加者の措置について(県費負担教職員)(昭和59年度)
- (カ) 訓告報告書の提出について(昭和60年度)
- (キ) 平成元年11月29日(水)兵教組早朝2時間ストライキについて(通知)(平成元年度)
- (ク) 教職員の服務に関する措置について(通知)(平成元年度)

エ 職員団体関係資料

- (ア) 宝塚市教育予算に関する要求書について(平成3年度)
- (イ) 宝塚市教育予算に関する要求書の受理について(平成6年度)
- (ウ) 宝塚市教育予算に関する要求書(平成7年度、平成12年度)
- (エ) 「心の教育相談員」活用調査事業についての質問事項(平成10年度)
- (オ) 教育予算に関する要求書について(平成10年度)
- (カ) 児童生徒の健康安全に関する緊急要望書の提出について(平成10年度)
- (キ) 予算策定に向けての宝塚市教育予算等に関する要求書(平成13年度、平成14年度)
- (ク) 県教育研究会宝塚市開催に係る資料(平成10年度)

オ 動員

- (ア) 昭和57年9月9・10日兵教組動員の实態調査について(昭和57年度)
- (イ) 昭和57年9月9・10日兵教組動員の实態調査について(報告)(昭和57年度)
- (ウ) 昭和57年9月30日兵教組動員の实態報告について(昭和57年度)

以上に掲げたフォルダー内の文書の名称から推測すると、公開したア(カ)を除き、その中に双方で取り交わした確認書、協定書、議事録等の請求対象文書は存在して

いないと見ることができる。

次に、昭和55年度以前の状況であるが、文書保存担当課が管理する書庫において、職員課（旧教職員課）から引き継がれ、現在保存している文書（永年保存）は、次に掲げるものだけであり、文書保存担当課の台帳上、それら以外、職員課（旧教職員課）関係の文書は存在しない。

ア 職員表彰関係書 イ 休復職関係書（育休含む） ウ 健康管理審査会関係書
エ 教職員昇格昇級発令等関係書 オ 教職員採用関係書 カ 退職関係書
キ 教職員異動関係書 ク 市費負担教職員人事

これらは、いずれも請求文書と関連がない。

以上により、請求文書は、部分公開されたもの以外に、職員課の執務室内及び書庫内に、現実には存在しないと思われる。

各学校については、職員課による、請求を受けた段階での照会・回答、及び部分公開した文書回収の過程での再度の調査結果により、新たに存在が確認された1校以外は、他の確認書等の文書は存在しないと推測せざるを得ない。

(2) 当審査会は、異議申立書に添付されていた昭和61年度の「職員会議」に関する確認書については、確かに締結され、また、それ以外にも実施機関と教職員組合の間に何らかの対立等があった場合に、事態収束のために確認書等が締結され、ある一定期間学校現場及び職員課執務室内に存在していたであろうと推測するが、それらの文書は、年月の経過により散逸し、現在、教育委員会がその所在を把握できる形式では存在していないと認めざるを得ない。

(3) 新たに存在が確認されたすみれが丘小学校の確認書については、実施機関が既に部分公開を行っている。

以上の事実認定に基づき、当審査会は、実施機関が行った部分公開決定はやむを得ないものとする。

5 文書管理に関する要望

実施機関の説明によると、職員団体と確認書を締結すること自体が秘密性を有するため、締結された確認書の管理も担当者に委ねられ、適正な公文書としての管理がされてこなかったとのことであるが、その結果、締結の事実そのものも年月の経過とともに不分明となるなど、宝塚市情報公開条例第1条に定められた実施機関の説明責任を果たすことが到底不可能な状況に立ち至っている。また、相手方との関係でいえば、交渉し、

合意したのであれば、合意事項が記載された文書を適正に保管することは、信義則上実施機関に課せられた最低限度の義務であると考えられる。今後は、このようなことの起こらないよう、相手方が職員団体に限らず確認書等を締結する場合は、公文書として文書管理規程に則った管理がなされることを切に要望する。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
植 木 壽 子	弁護士（大阪弁護士会）
荏 原 明 則	神戸学院大学法学部教授（行政法）
岸 本 洋 子 (会長代理)	弁護士（兵庫県弁護士会）
曾 和 俊 文	関西学院大学法学部教授（行政法）
平 松 毅 (会長)	関西学院大学法学部教授（憲法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成14年 7月 3日	諮問
2	平成14年 8月 27日	異議申立人による陳述、実施機関による部分 公開理由説明及び審査
3	平成14年 9月 25日	審査
4	平成14年10月11日	答申